

## 第2 誘導灯及び誘導標識（令第26条）

### 2.1 共通事項

(1) 用語例は、次のとおりとする。

ア 室内とは、建基法2(4)に定める居室（居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室）及びロビー、ホール、駐車場、倉庫、機械室、ポンプ室等をいう。

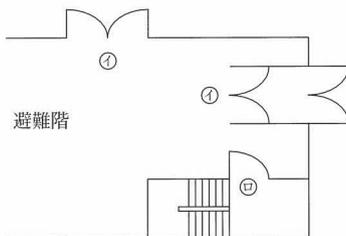
イ 避難口とは、次の出入口をいう。（規則28の3③(1)）

「㊦の出入口」…屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）

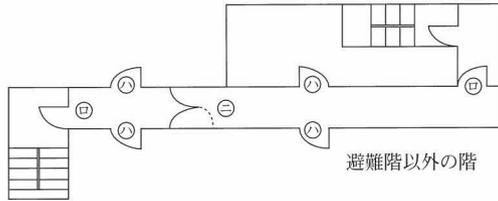
「㊧の出入口」…直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）

「㊨の出入口」…㊦又は㊧の避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口（室内の各部分から容易に避難することができるものとして消防庁長官が定める居室の出入口を除く。）

「㊩の出入口」…㊦又は㊧の避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの（くぐり戸付き防火シャッターを含む。）がある場所（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。）



2.1 図1



2.1 図2

- (2) 防火対象物の一部の階のみが設置対象となる場合は、避難階へ至るまでの階段、廊下、通路を誘導灯の設置対象とすること。
- (3) ① I 第1「令別表第1の「項」の判定、収容人員の算定基準」中、従属部分とみなされた特定用途部分（150㎡以上）は誘導灯（C級で可）の設置対象とすること。 指導（S54.100）
- (4) 誘導灯の設置を免除した防火対象物又はその部分には、原則として誘導標識を設けること。ただし、避難口等を容易に見とおし、かつ、識別できるなどの場合は設置しないことができる。

2.2 誘導灯の設置を要する防火対象物及びその部分並びにA級、B級、C級の区分等

2.2 表1 誘導灯の設置を要する防火対象物及びその部分並びにA級、B級、C級の区分（規則28の3④(3)）

項 目 防火対象物の区分		避難口誘導灯			通路誘導灯		客 席 誘導灯
		イの出入口 ロの出入口	ハの出入口	ニの出入口	廊下・通路	階段・傾斜路	
(1)項 (16項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物で(1)項の用途部分が存する階)	1,000㎡以上 ※1	A B (20カンデラ以上又は点滅機能)	A B (20カンデラ以上)	A B (20カンデラ以上)	A・B (25カンデラ以上)	※2 (A・B・C)	通路床面における水平面0.2ルクス以上
	1,000㎡未満 ※1	A・B・C	A・B・C	A・B・C	A・B・C		
(2)項～(4)項、(9)項イ、(16)項イに掲げる防火対象物で(2)項～(4)項、(9)項イの用途部分が存する階)	1,000㎡以上 ※1	A B (20カンデラ以上又は点滅機能)	A B (20カンデラ以上)	A B (20カンデラ以上)	A・B (25カンデラ以上)	※2 (A・B・C)	A～Cの形別無し。路面又は表面及び踊場の中心線の照度が1ルクス以上又は非常用の照明装置の設置
	1,000㎡未満 ※1	A・B・C	A・B・C	A・B・C	A・B・C		
(10)項	地階、無窓階、11階以上の階	A B (20カン)	A B (20カン)	A B (20カン)	A B (25カンデラ以上)		

・ 感知器連動防火戸閉鎖  
・ 非常用照明装置と誘導標識の組合せ

## ② III 第2 誘導灯及び誘導標識

(16の2)項 (16の3)項	全 部	デラ以上又 (は点滅機能)	デラ以上)	デラ以上)		※2 (A・ B・C)	
上記以外 の特定防 火対象物	全 部	A・B・C	A・B・C	A・B・C		A・B・C	
上記以外 の非特定 防火対象 物	地 階 無 階 窓 階 11階以上の 階	A・B・C	A・B・C	A・B・C		A・B・C	

※1 1,000㎡以上、1,000㎡未満は、階の床面積を示す。

※2 通路誘導灯を廊下に設置する場合であって、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができる場合

注 ここで対象となっていない防火対象物又はその部分についても、一般的に背景輝度の高い場所や光ノイズの多い場所、催し物の行われる大空間の場所等にあつては、同様の措置を講ずるよう努めること。(H11.9.21消防予245)

### 2.2 表2 避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲(規則28の3②)

区 分		距離 (m)	
避難口 誘導灯	A 級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40
	B 級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20
C 級		15	
通 路 誘導灯	A 級		20
	B 級		15
	C 級		10

### 2.3 設置しないことができる防火対象物 ((1)項イで劇場等に直接供している室を除く。)

- (1) 延べ面積が150㎡未満の防火対象物(地階、無窓階を除く。)
- (2) (16)項イの防火対象物で特定用途部分の面積が150㎡未満のもの(地階、無窓階を除く。(9)項及び3階以上に特定用途が存するものを除く。)
- (3) 2階建て以下の倉庫で、床面積が300㎡未満の無窓階
- (4) 平屋建ての工場・作業所の無窓階で、各部分から「㊦の出入口」又は直接屋外へ出られる窓等までの水平距離が20m以下のもの

注 窓等…規則5の3に適合する窓のうち、直径1m以上の円が内接するもの又は幅0.75m、高さ1.2m以上のもので、窓の下端までの高さが1.2m以下のもの

- (5) 倉庫等の非特定防火対象物で、通路の位置が流動的であるために次に掲げる照明設備が設けられた部分

ア 照明設備は非常用の照明装置(バッテリー内蔵又は別置型)とすること。

- イ すべての床面で1ルクス以上の照度が取れること。
- ウ 誘導標識が設けられていること。

2.4 避難口誘導灯及び通路誘導灯の設置を要しない防火対象物の部分

防火対象物のうち専用住宅（(5)項口を除く。）の用に供している部分（他の用途部分の避難経路となる部分を除く。）

2.5 「㊦の出入口」に設ける誘導灯の設置基準

- (1) 設置位置，明るさ等は次による。

ア 次の表の左欄の区分に応じ，中欄に掲げる表示面の縦寸法及び右欄に掲げる表示面の明るさを有するものとする。 (規則28の3④)

2.5 表1

区 分	表示面の縦寸法 (m)	表示面の明るさ (カンデラ)
A 級	0.4以上	50以上
B 級	0.2以上0.4未満	10以上
C 級	0.1以上0.2未満	1.5以上

イ 通行の障害とならないよう設けること。(規則28の3④(1))

ウ 原則として「㊦の出入口」の中央上部に設けること。ただし，誘導灯の位置を変えることによって，より効果的である場合，又は構造上の理由によってこれにより難しい場合は，おおむね1m以内の箇所に設けることができる。

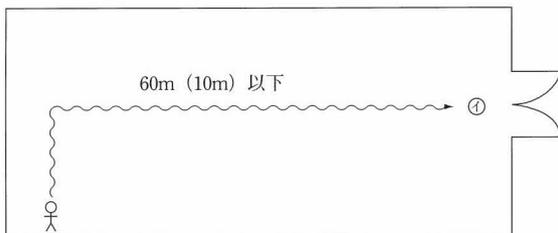
なお，避難口以外に出入口等がない部分で，避難の方向を示すシンボル（以下「矢印」という。）付きの避難口誘導灯を設置した場合，おおむね3m以内であれば当該避難口に誘導灯を設置しないことができる。

エ 有効範囲は次図に掲げる歩行距離以下とすること。(規則28の3②(1))

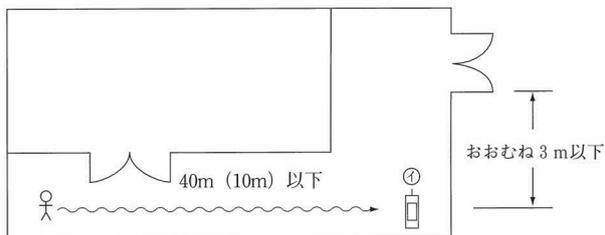
なお，( )内の数字は当該誘導灯を容易に見とosすることができない場合，又は識別することができない場合の距離を示す。

② III 第2 誘導灯及び誘導標識

(ア) A級の場合

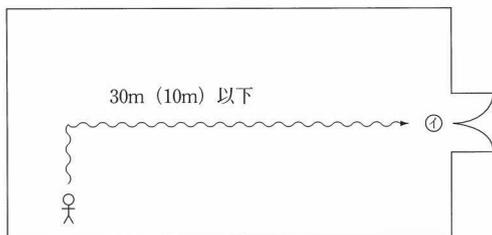


2.5 図1 矢印なし

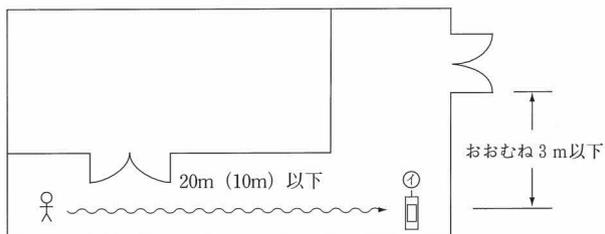


2.5 図2 矢印あり

(イ) B級の場合

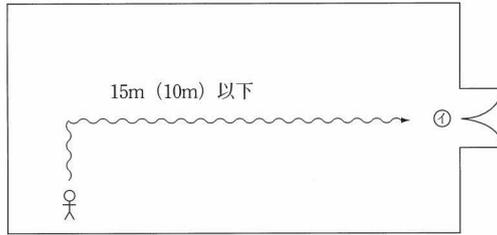


2.5 図3 矢印なし



2.5 図4 矢印あり

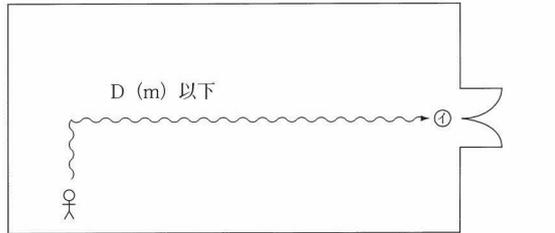
(ウ) C級の場合



2.5 図5

(エ) 算定式によるもの (規則28の3②(2))

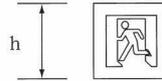
a 矢印なし



$$D \text{ (m)} = 150 \times h \text{ (m)}$$

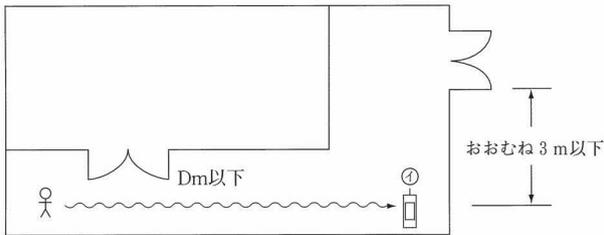
D : 歩行距離

h : 誘導灯の表示面の縦寸法



2.5 図6

b 矢印あり



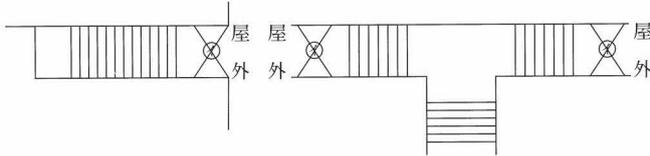
$$D \text{ (m)} = 100 \times h \text{ (m)}$$

2.5 図7

② III 第2 誘導灯及び誘導標識

(2) 設置しないことができる「㊦の出入口」

ア 地階又は2階以上の階から直接地上へ出る階段で、地階又は2階から地上への出入口までの途中で他の部分への出入口が設けられていない「㊦の出入口」

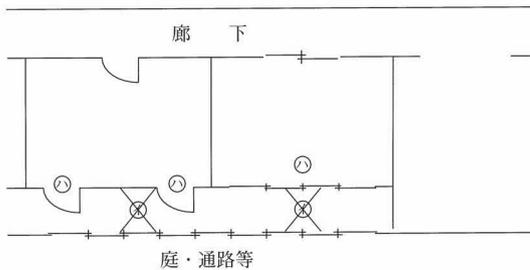


2.5 図8

2.5 図9

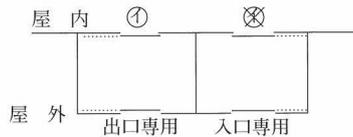
注 「㊦の出入口」にシャッター、扉等がある場合は、営業時間中開扉しているなど明らかに屋外であることがわかるものについて適用できる。

イ 直接屋外に出られる縁側形態の廊下の「㊦の出入口」



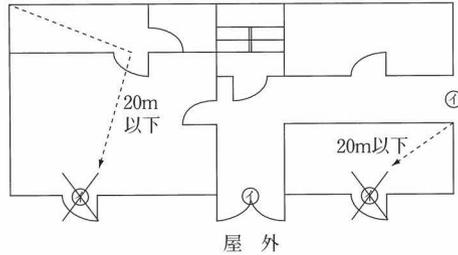
2.5 図10

ウ 自動開閉扉の専用の入口



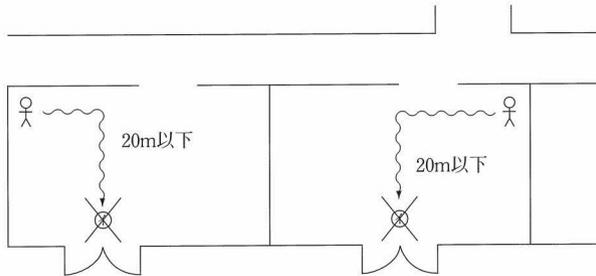
2.5 図11

エ 非特定防火対象物で、地階又は2階以上の階の避難経路となる「㊦の出入口」以外の出入口で、各部分から直線最短距離が20m以下のもの



2.5 図12

オ 特定防火対象物で、その階の室内の各部分から「④の出入口」を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、歩行距離が20m以下のもの（無窓階及び他の避難経路となる「④の出入口」を除く。）



2.5 図13

注 店舗等で、④の出入口が連続して設けられている場合は、店舗等内の通路の状態に応じ主となる出入口を除き誘導灯を設置しないことができる。

(3) A級又はB級（20カンデラ以上のもの又は点滅機能を有するもの。以下「特殊B級」という。）をB級（特殊B級を除く。）又はC級にすることができる「④の出入口」

ア 当該防火対象物の関係者又は関係者に雇用されているもの（以下「関係者等」という。）のみが出入りする室で、他の部分の避難経路とならない「④の出入口」

イ 床面積が500㎡未満の室の④の出入口

注1 戸、可動間仕切り等で仕切っても利用できる形態のものは、それらが存しない状態の室として扱う。

注2 舞台部が併設されるものにあつては舞台部を除いた部分の床面積とする。

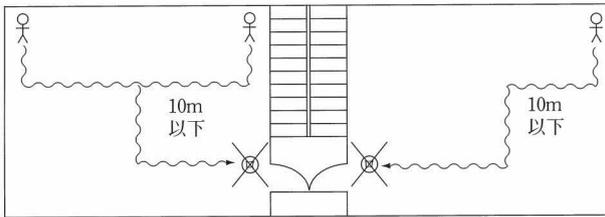
② III 第2 誘導灯及び誘導標識

ウ 特定防火対象物の駐車場の部分で、駐車場以外の部分（警備員室、ボイラー等監視室等を除く。）の避難経路にならない㊦の出入口

2.6 「㊦の出入口」に設ける誘導灯の設置基準

- (1) 設置位置，明るさ等は2.5(1)に同じ。
- (2) 設置しないことができる「㊦の出入口」（規則28の2①(1)）

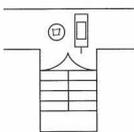
ア その階の室内の各部分から「㊦の出入口」を容易に見とおし，かつ，識別することができるもので，歩行距離が10m以下のもの（地階，無窓階を除く。）



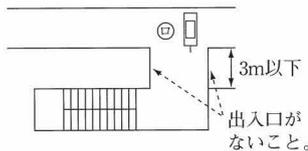
2.6 図1

イ 開放廊下の「㊦の出入口」（H17.3.25国告3.第4.2(4)に適合する特定共同住宅の開放廊下）

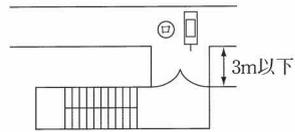
- (3) 2.6 図2 から 図4 までの例の場合は，廊下に設けることができる。



2.6 図2



2.6 図3



2.6 図4

- (4) A級をB級（特殊B級を除く。）又はC級にすることができる「㊦の出入口」

ア 機械室，ボイラー室，倉庫，休憩室，更衣室，車庫等で関係者等が出入りする階の「㊦の出入口」

イ 室から直接㊦の出入口に通ずる場合は，2.5(3)イを準用できる。

ウ 直通階段の出口

エ 特定防火対象物の駐車場の部分の㊦の出入口については，2.5(3)ウを

準用できる。

2.7 「㊦の出入口」に設ける誘導灯の設置基準

- (1) 設置位置，明るさ等は2.5(1)に同じ。
- (2) 設置しないことができる室

ア 2.7表1の防火対象物の区分に従い(い)，(ろ)，(は)又は(に)に該当する室の「㊦の出入口」

2.7 表1

防火対象物の区分	項目		(い)	(ろ)	(は)	(に)		
	階の区分		室内の各部分から「㊦の出入口」までの歩行距離	「㊦の出入口」を容易に見とおし，識別できる。(歩行距離)	「㊦の出入口」を容易に見とおし，識別できる。(室面積)	左記以外の室		
イ 非特定防火対象物(16項イの非特定部分を含む。)	無窓階	避難階	20m以下	100㎡以下(主として防火対象物の関係者等の使用に供するものにおいては，400㎡以下)		60㎡以下		
		避難階以外の階	10m以下 ※20m以下			50㎡以下		
	地階，11階以上の階							
ロ 16項イの非特定用途部分	普通階	避難階	20m以下			60㎡以下		
		避難階以外の階						50㎡以下
ハ 特定防火対象物	普通階	避難階	※20m以下	20m以下		50㎡以下		
		避難階以外の階						
	無窓階	避難階		10m以下				
		避難階以外の階						40㎡以下
地階								

※印は，機械室，事務室(収容人員の算定に当たって3㎡で除する部分を有する事務室を除く。)，ボイラー室，更衣室等で関係者等が入り出す室に限る。

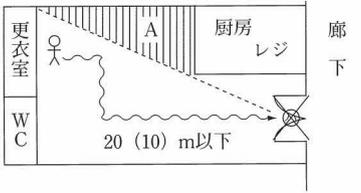
注1 特定用途部分の避難経路となる室又は不活性ガス消火設備等設置室で二方向避難を要する室には適用しない。

注2 見とおしのきかない位置からおおむね3mの範囲を移動することによって「㊦の出入口」を見とおし，識別できる場合は，2.7表1(ろ)の「㊦の出入口」を容易に見とおし…に該当するものとして扱う。

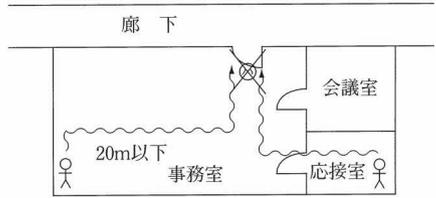
見とおしのきかないA部分からおおむね3m以内を移動することによって「㊦の出入口」を見とおせる。

② III 第2 誘導灯及び誘導標識

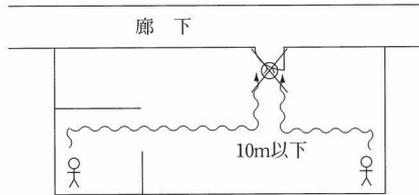
厨房，更衣室（関係者等用），WC，その他これらに類する室からの見とおし，識別，歩行距離は問わない。



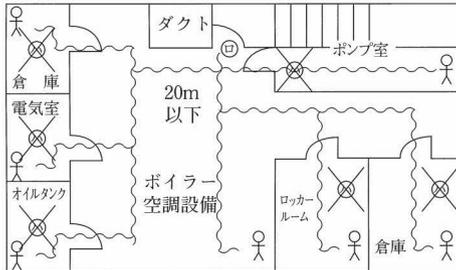
2.7 図1



2.7 図2 2.7表1(イ)欄避難階

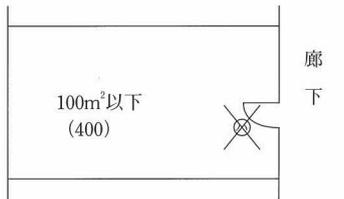


2.7 図3 2.7表1(イ)欄避難階以外の階



注 「⊕の出入口」の誘導灯は設置免除にならない。

2.7 図4 2.7表1(イ)ハ欄



注1 (イ)又は(ロ)の条件を満足しなくてもよい。

注2 ( )内の数字は、主として防火対象物の関係者等の使用に供する部分

2.7 図5 2.7表1(ロ)

(3) A級（B級において20カンデラ以上のものを含む。）をB級（特殊B級を除く。）又はC級にすることができる「㊦の出入口」

ア 当該防火対象物の関係者又は関係者に雇用されているもの（以下「関係者等」という。）のみが出入りする室で、他の部分の避難経路とならない「㊦の出入口」

イ 床面積が500㎡未満の室の㊦の出入口

注1 戸、可動間仕切り等で仕切っても利用できる形態のものは、それらが存しない状態の室として扱う。

注2 舞台部が併設されるものにあつては舞台部を除いた部分の床面積とする。

## 2.8 「㊦の出入口」に設ける誘導灯の設置基準

(1) 設置位置、明るさ等は2.5(1)に同じ。

(2) 設置しないことができる部分

自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合

## 2.9 通路誘導灯の設置基準

(1) 設置位置、明るさ等は次による。

ア 次の表の左欄の区分に応じ、中欄に掲げる表示面の縦寸法及び右欄に掲げる表示面の明るさを有するものとする。 (規則28の3①)

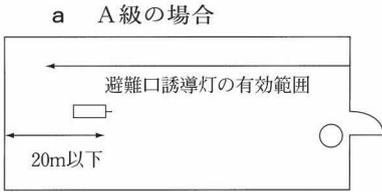
2.9 表1

区 分	表示面の縦寸法 (m)	表示面の明るさ (カンデラ)
A 級	0.4以上	60以上
B 級	0.2以上0.4未満	13以上
C 級	0.1以上0.2未満	5 以上

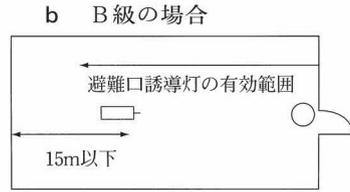
イ 通路誘導灯の有効範囲は、次図に掲げる歩行距離以下とすること。当該誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合においては、10m以下とすること。(規則28の3②)

(ア) ㊦及び㊧の出入口に設置する場合

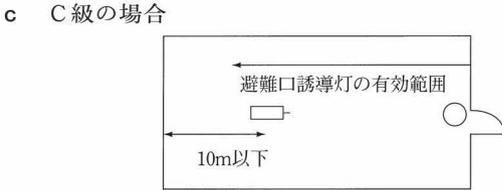
② III 第2 誘導灯及び誘導標識



2.9 図1



2.9 図2



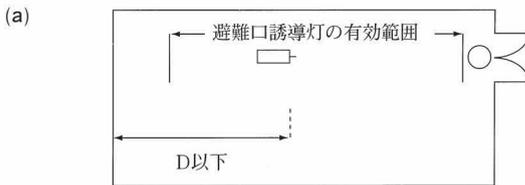
2.9 図3

d 算定式によるもの

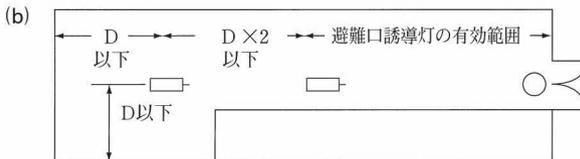
以下の式により算定した距離とする。

$$D = 50h$$

〔 h : 誘導灯の表示面の縦寸法 (m)  
D : 歩行距離 (m) 〕



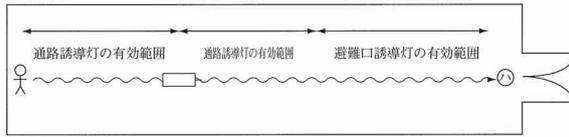
2.9 図4



2.9 図5

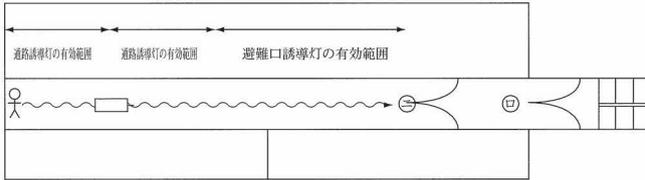
(イ) ⊕及び⊖の出入口に設置する場合

a ⊕の出入口に設置する場合



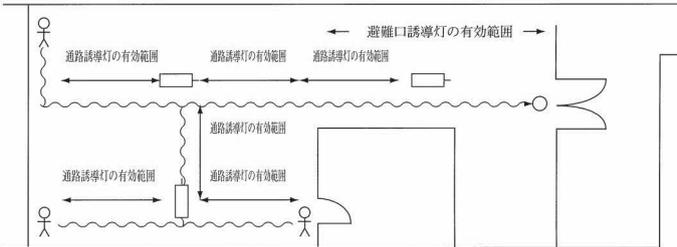
2.9 図6

b ㊦の出入口に設置する場合



2.9 図7

c 通路誘導灯の相互間（避難口誘導灯を除く。）の距離が当該誘導灯の有効範囲以下の箇所及び曲がり角に設けること。



2.9 図8



2.9 図9

(ウ) (2)項二部分に設けるもの（規則28の3④（3の2））  
床面又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。

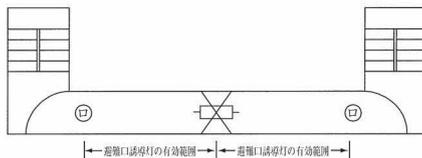
(2) 設置しないことができる部分

ア 廊下又は通路の各部分から㊦又は㊦の出入口の誘導灯を容易に見とおし、

## ② III 第2 誘導灯及び誘導標識

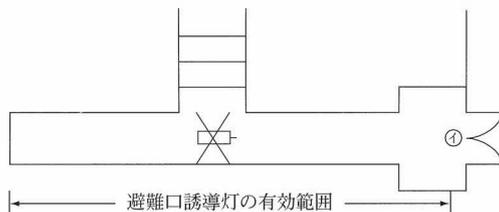
かつ、識別することができる階で、歩行距離が2.2表2に掲げる避難口誘導灯の区分に応じた有効範囲以下のものであること。

### (ア) 避難階以外の階



2.9 図10

### (イ) 避難階



2.9 図11

## イ 非特定防火対象物の開放廊下

特定防火対象物であっても、開放廊下等の判定基準に適合する開放廊下の場合、設置しないことができる。

## ウ 居室の各部分から主要な避難口又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が避難階にあっては40m以下、避難階以外の階にあっては30m以下の室内

なお、見とおしがきかない位置からおおむね3mの範囲を移動することによって当該主要な避難口等を見とおし識別できる場合は、容易に見とおし、かつ、識別することができるものとして取り扱うことができる。

※「主要な避難口」とは、具体的に次に掲げる避難口をいうものであること。

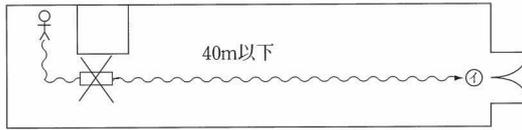
避難階： 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）

避難階以外の階

： 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）

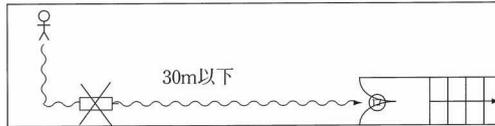
## (ア) 主要な避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができる場合

a 避難階



2.9 図12

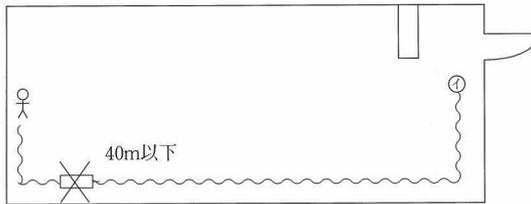
b 避難階以外



2.9 図13

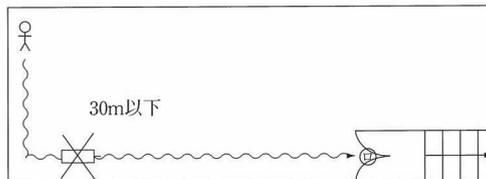
(イ) 避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる場合

a 避難階（A級及び特殊B級に限る。）



2.9 図14

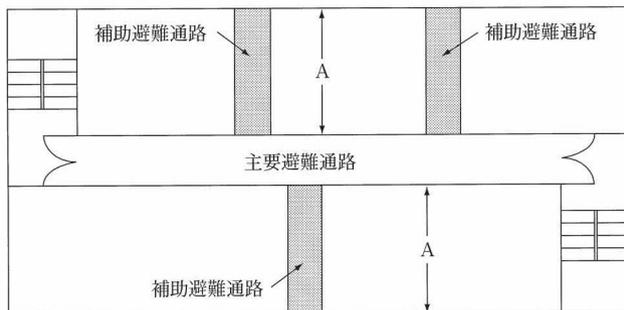
b 避難階以外の階（A級、特殊B級及びB級（矢印なし）に限る。）



2.9 図15

エ 百貨店等の売場等で誘導灯を設置しないことができる通路の例

② III 第2 誘導灯及び誘導標識



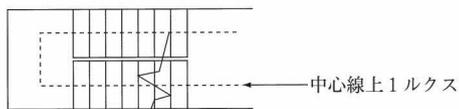
長さAが10m以下の補助避難通路部分には、誘導灯は不要である。

2.9 図16

2.10 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯の設置基準

(1) 設置位置，照度等は次による。

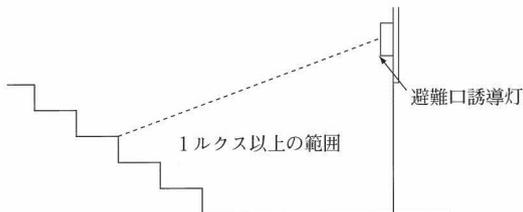
- ア 階段の踏面及び踊場の中心線上で計って1ルクス以上であること。(規則28の3④(4))
- イ 階段の天井の室内に面する部分又は壁体に設けること。



2.10 図1

(2) 設置を要しない部分

- ア 「㊦の出入口」に設ける誘導灯で階段の踏面の照度が1ルクス以上とれる部分
- イ 規則28の2②(5)に規定する非常用の照明装置により，避難上必要な照度が確保されているとともに，避難の方向の確認（当該階の表示等）ができる場合



2.10 図2

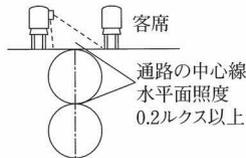
ウ 屋外階段（S61.4.30建設省住指発第115号の規定によるもの）

※ S61.4.30建設省住指発第115号の規定…階段の2面以上、かつ、周長のおおむね2分の1以上が有効に外気に開放されたもの

なお、当該開放部分に腰壁手すりが設けられている場合にあつては、手すりの上部が高さ1.1m以上有効に外気に開放されていること。

2.11 客席に設ける誘導灯の設置基準（令26②(3)、規則28）

- (1) 設置位置、照度は、客席内通路（階段状、傾斜路、水平路）に通路の幅の中心線上で0.2ルクス以上となるように設けること。



2.11 図1

2.12 誘導灯を消灯する場合の設置基準（規則28の3④(2)、H11.9.21消防予245一部指導）

- (1) 誘導灯を消灯することができる防火対象物又はその部分

ア 当該防火対象物又はその部分が無人である場合

※ 「無人」とは、休業、休日、夜間等において定期的に人が存しない状態が繰り返し継続されていること。この場合において、防災センター勤務員、警備員等によって管理を行っている場合も「無人」とみなす。

イ 外光（自然光）により避難口又は避難の方向が識別できる場所（消灯対象となるのは外光により避難口等を識別できる間に限られる。）

ウ 利用形態により特に暗さが必要である場所

※ 通常予想される使用状態において、映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な次表の左欄に掲げる用途に供される場所であり、消灯対象となるのは同表の右欄に掲げる使用状態にある場合であること。

2.12 表1

用 途	使 用 状 態
遊園地のアトラクション等の用に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など常時暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。したがって、清掃、点検等のため人が存する場合には、消灯はできないものであること。

## ② III 第2 誘導灯及び誘導標識

<p>劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など一定時間継続して暗さが必要とされる場所</p>	<p>当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上演中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。</p>
<p>集会場等の用に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所</p>	<p>当該部分における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。</p>

### エ 主として関係者等の使用に供する場所

※ 「主として関係者等」とは、当該防火対象物（特に避難経路）について熟知している者であり、通常出入りしていないなど内部の状態に疎い者は含まれない。令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ及び(10)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分（地階を除く。）のうち、日常の通行に利用されている出入口、通路等であること。

(2) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯については、前(1)ア及びイに掲げる場合にあっては、これらの例により消灯することとしてさしつかえないこと。

### (3) 誘導灯の消灯及び点灯の方法

ア 誘導灯の消灯は、次の方法により行うものとする。

(ア) 誘導灯の消灯は、手動で行う方式とすること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合であって、当該必要性の観点から誘導灯の消灯の時間が最小限に限定されているときは、誘導灯の消灯を自動で行う方式とすることができること。

(イ) 個々の誘導灯ごとではなく、消灯の対象ごとに、一括して消灯する方式とすること。

(ウ) 「利用形態により特に暗さが必要である場所」において誘導灯の消灯を行う場合には、当該場所の利用者に対し、a 誘導灯が消灯されること、b 火災の際には誘導灯が点灯すること、c 避難経路について、掲示、放送等によりあらかじめ周知すること。

イ 誘導灯の点灯は、次の方法により行うものとする。

(ア) 避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路を除く。）は、自動火災報知設備の感知器と連動して点灯するものであるが、この場合には、消灯しているすべての避難口誘導灯及び通路誘導灯を点灯すること。

(イ) 「当該場所の利用形態に応じて点灯」する場合には、誘導灯を消灯している場所が(1)の要件に該当しなくなったとき、自動又は手動により点

灯すること。この場合において、消灯の対象ごとの点灯方法の具体例は次表のとおりであること。

2.12 表2

消 灯 等 の 対 象	点 灯 方 法	
	自 動	手 動
当該防火対象物が無人である場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置 ○施錠連動装置 ○赤外線センサー 等	防災センター勤務員、警備員、宿直者等により、当該場所の利用形態に応じて迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること。
「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○光電式自動点滅器等	
「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置 等	
「主として関係者等の使用に供する場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 等	

※1 当該場所の利用形態に応じた点灯方法は、上表に掲げるもの等から、いずれかの方法を適宜選択すればよいこと。

※2 なお、自動を選択した場合であっても、点滅器を操作すること等により、手動でも点灯できるものであること。

ウ 誘導灯を消灯する点滅器、開閉器等は、次により設置すること。

(ア) 防災センター、守衛室等人のいる場所又は対象場所が見通せる場所若しくは消灯する部分の直近の出入口付近に設置すること。

(イ) 棟全体が公開又は従業員時間以外無人（警備のための専任者を除く。）となる場合は、棟全体を一括点滅できるように、また、他の部分の避難経路とならないテナント、貸ホール、会議室等の部分の場合は、その部分ごとに設けること。

(ウ) 点灯又は消灯に使用する点滅器には、その旨を表示すること。

エ 自動火災報知設備との連動

自動火災報知設備の作動と連動させる場合は、信号装置を用いて行うこと。

オ 配線方式は次に定めるところによる。

## ② III 第2 誘導灯及び誘導標識

- (ア) 誘導灯を消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とすること。
- (イ) 操作回路の配線は、規則12①(5)の規定の例によること。

### 2.13 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能の設置基準

- (1) 点滅機能又は音声誘導機能の付加は任意（点滅機能にあつては、規則28の3④(3)の規定に適合するための要件となっている場合を除く。）であるが、次に掲げる防火対象物又はその部分には、これらの機能を有する誘導灯を設置することが望ましいこと。
  - ア 令別表第1(6)項ロ、ハ及びニに掲げる防火対象物のうち視力又は聴力の弱い者が出入りするものでこれらの者の避難経路となる部分
  - イ 百貨店、旅館、病院、地下街その他不特定多数の者が出入りする防火対象物で雑踏、照明・看板等により誘導灯の視認性が低下するおそれのある部分
  - ウ その他これらの機能により積極的に避難誘導する必要性が高いと認められる部分
- (2) 点滅機能又は音声誘導機能の起動、停止は次の方法により施工すること。
  - ア 起動方法
    - (ア) 感知器から火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動して点滅機能及び音声誘導機能が起動するものであること。
    - (イ) 規則24(5)ハに掲げる防火対象物又はその部分においては、地区音響装置の鳴動範囲（区分鳴動／全区域鳴動）について、点滅機能及び音声誘導機能を起動することができるものとする。
    - (ウ) 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備が設置されている防火対象物又はその部分においては、点滅機能及び音声誘導機能の起動のタイミングは、火災警報又は火災放送と整合を図ること。
  - イ 停止方法
    - (ア) 熱・煙が滞留している避難経路への（積極的な）避難口誘導を避けるため、規則28の3③(1)イ及びロに掲げる避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備の感知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯に点滅及び音声誘導が停止することとされていること。この場合において、当該要件に該当するケースとしては、直通階段に設

けられている煙感知器の作動により、当該直通階段（又はその附室）に設けられた避難口誘導灯の点滅及び音声誘導が停止すること等が、主に想定されるものであること。

また、熱・煙が滞留するおそれがないことにより、自動火災報知設備の感知器の設置を要しない場所（屋外等）については、当該規定のために感知器を設置する必要はないこと。

- (イ) 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備により火災警報又は火災放送が行われているときは、「非常放送中における自動火災報知設備の地区音響装置の鳴動停止機能について」（S60.9.30消防予110）に準じて、誘導の音声誘導が停止するよう措置すること。ただし、誘導灯の設置位置、音圧レベルを調整すること等により、火災警報又は火災放送の内容伝達が困難若しくは不十分となるおそれのない場合にあっては、この限りでない。

#### 2.14 誘導灯の点滅若しくは音声誘導又は消灯に係る防火管理体制

誘導灯の点滅若しくは音声誘導又は消灯を行う場合には、これらに係る技術基準に適合しているほか、当該防火対象物における消防計画において、これらの機能の起動・停止や消灯・点灯に係る防火管理体制及び責任を明らかにするとともに、誘導灯の消灯を行う場合にあっては、火災時のほか、停電時や地震等の災害時の対応について明らかにしておく必要があること。

#### 2.15 非常電源

- (1) 非常電源の容量及び当該容量に関し、消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物については、規則28の3④(10)及び「誘導灯及び誘導標識の基準（H11.3.17国告2）」第4に定めるところであるが、非常電源の容量を60分間以上としなければならない防火対象物（大規模・高層等）は、次のいずれかをいう。

ア (1)項から(16)項までの延べ面積50,000㎡以上、又は地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ面積が30,000㎡以上のいずれかを満たすもの

イ (16の2)項で延べ面積1,000㎡以上のもの

ウ (10)項又は(16)項に掲げる防火対象物（同表(16)項に掲げる防火対象物にあっては、(10)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で、乗降場が地階にあり、かつ、消防長（消防本部を置かない市町村にお

## ② III 第2 誘導灯及び誘導標識

いては、市町村長）又は消防署長が避難上必要があると認めて指定したものの

注 なお、これらに該当しない防火対象物又は、その部分にあっても、避難計算等により避難に長時間を要することが明らかな場合には、容量を大きく設定することが望ましい。

(2) 前記(1)の防火対象物の主要な避難経路は、次に掲げる場所とする。

なお、ウについては、アとエを接続する部分としてさしつかえないこと。

ア 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）

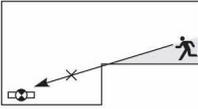
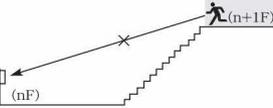
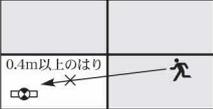
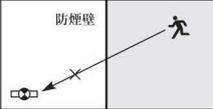
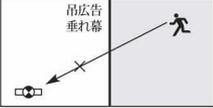
イ 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）

ウ 避難階の廊下及び通路（アの避難口に通ずるものに限る。）

エ 直通階段

(3) 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。

2.16 誘導灯を容易に見とおしかつ識別することができない例 (H11.9.21消防予245)

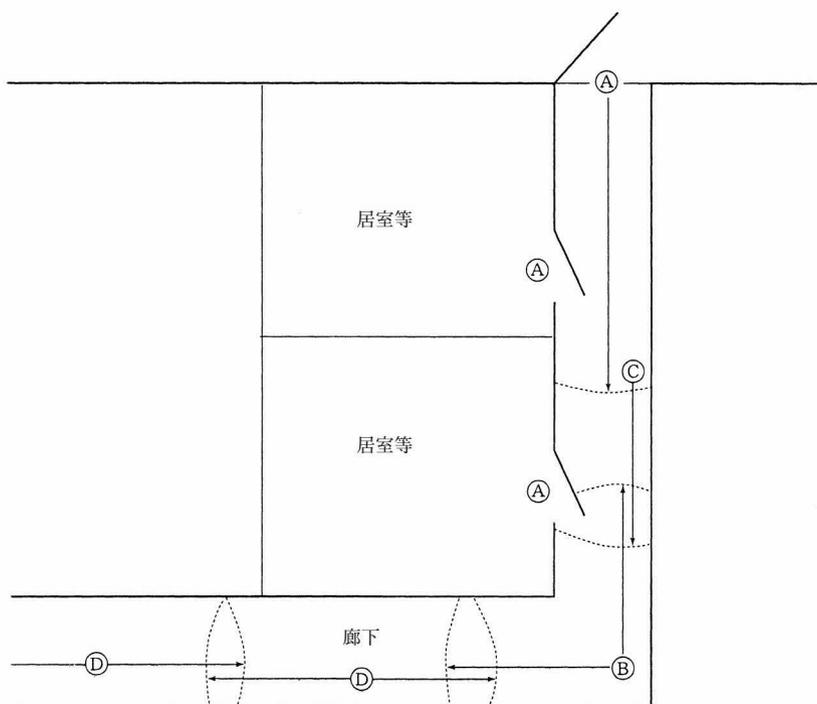
誘導灯を容易に見とおしかつ識別することができない例	備 考
<p>○壁面があり陰になる部分がある場合</p> 	
<p>○階段により階数が変わる場合</p> 	
<p>○0.4m以上のはりがある場合</p>  <p>○防煙壁がある場合</p> 	<p>吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしはきかないものとする。</p>
<p>○一定以上の高さのパーティションがある場合</p>  <p>○一定以上の高さのショーケース、棚がある場合</p>  <p>○一定以上の高さの可動間仕切がある場合</p> 	<p>一定以上の高さとは通常1.5m程度とする。          なお、誘導灯がこれらの障害物より高い位置に、避難上有効に設けられている場合には、見とおせるものとする。</p>
<p>○吊広告、垂れ幕がある場合</p> 	<p>吊広告等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしはきかないものとする。          吊広告等を設置することが予想される場合にはあらかじめ留意すること。</p>

## ② III 第2 誘導灯及び誘導標識

### 2.17 避難口誘導灯及び通路誘導灯を設置する場合の手順

- 1 規則28の3③(1)イからニまでに掲げる避難口に、避難口誘導灯を設ける (A)。
- 2 曲り角に通路誘導灯を設ける (B)。
- 3 主要な避難口 (規則28の3③(1)イ及びロに掲げる避難口) に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所に通路誘導灯を設ける (C)。
- 4 廊下又は通路の各部分について、A～Cの誘導灯の有効範囲外となる部分がある場合、当該部分をその有効範囲内に包含することができるよう通路誘導灯を設ける (D)。
- 5 以上のほか、防火対象物又はその部分の位置、構造及び設備の状況並びに使用状況から判断して、避難上の有効性や建築構造・日常の利用形態との調和を更に図るべく、設置位置、使用機器等を調整する。

(例)



## 2.18 高輝度蓄光式誘導標識（H11.3.17国告2）

### 1 用語の意義

JISZ8716の常用光源蛍光ランプD65により照度200ルクスの外光を20分間照射し、その後20分経過した後における表示面が100ミリカンデラ／㎡以上の平均輝度を有する蓄光式誘導標識をいう。

### 2 誘導灯を設置しないことができる避難階にある居室（規則28の2①(3)）

- (1) 直接地上に通ずる出入口（主として当該居室に存する者が利用するものに限る。）を有すること。
- (2) 室内の各部分から、避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30m以下であること。
- (3) ①高輝度蓄光式誘導標識を避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。  
②性能を保持するための必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。  
③周囲には、蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は当該標識を遮る広告物、掲示物等を設けないこと。

### 3 (2)項二部分に設ける通路誘導灯を補完するために設けられるもの（規則28の3④（3の2））

- (1) 高輝度蓄光式誘導標識を床面又はその直近の箇所に設けること。
- (2) 廊下及び通路の各部分から一の蓄光式誘導標識までの歩行距離が7.5m以下となる箇所に設けること。
- (3) 性能を保持するための必要な照度が採光又は照明により確保されている箇所に設けること。
- (4) 周囲には、蓄光式誘導標識とまぎらわしい又は当該標識を遮る広告物、掲示物等を設けないこと。

### 4 蓄光式誘導標識等に係る運用について（H22.4.9消防予177）（抜粋）

#### (1) 共通事項

ア 蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度等

- (ア) 告示第3第1号(3)及び第3の2第4号に規定する「性能を保持するために必要な照度」としては、暗所での視認性に係る実験結果等から、一般的には、停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後の蓄光式誘導標識の表示面において、おおむね100ミリカンデラ／㎡以上（規則第28条の2第1項第3号、第2項第2号及び第3項第3号の規定において蓄光式誘導標識を設ける避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離がおおむね15m以上となる場合にあっては20分間経過した後の表示面がおおむね300ミリカンデラ／㎡以上、規則第28条の3第4項第10号の規定において通路誘導灯を補完するものとして蓄光式誘導標

## ② III 第2 誘導灯及び誘導標識

識を設ける場合にあっては60分間経過した後の表示面がおおむね75ミリカンデラ／㎡以上)の平均輝度となる照度を目安とすることが適当であること。

(イ) 上記(ケ)の照度は、①蓄光式誘導標識の性能、②照明に用いられている光源の特性(特に、蓄光材料の励起に必要となる紫外線等の強度)に応じて異なるものであることから、別紙1の例により試験データを確認する等して、これらの組合せが適切なものとなるようにする必要があること。これに当たり、主な光源の種別に応じた留意点等は次のとおりであること。

- 一般的な蛍光灯による照明下において、高輝度蓄光式誘導標識が設けられており、当該箇所における照度が200ルクス以上である場合には、停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後における蓄光式誘導標識の表示面が100ミリカンデラ／㎡以上の平均輝度となるものとみなしてさしつかえないこと。
- 最近開発・普及が進んでいる新たな光源は、従来の蛍光灯と特性が大きく異なる場合がある(例えば、現在流通しているLED照明器具は、可視光領域での照度が同レベルであっても紫外線強度は蛍光灯より小さいものが一般的である等)ことから、特に留意する必要があること。

(ウ) 無人の防火対象物又はその部分についてまで、照明器具の点灯を求める趣旨のものではないこと。

(エ) なお、蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度を確保することができない場合にあっては、誘導灯(又は下記ウ(略)の「光を発する帯状の標示」等)により誘導表示を行うことが必要であること。

イ 床面又はその直近に設ける蓄光式誘導標識の細目等

(ア) 告示第3の2第2号に規定する「床面又はその直近の箇所」とは、床面又は床面からの高さがおおむね1 m以下の避難上有効な箇所をいうものであること(別紙2、図1)。

(イ) 階段、傾斜路、段差等のある場所においては、転倒、転落等を防止するため、その始点及び終点となる箇所に、蓄光式誘導標識を設けることが適当であること。この場合において、蓄光式誘導標識上の「避難の方向を示すシンボル」(告示別図第2)の向きを、避難時の上り・下りの方向に合わせたものとするとも考えられること(別紙2、図2)。

(ウ) 誘導標識の材料は、「堅ろうで耐久性のあるもの」(告示第5第3号(1))とされているが、蓄光材料には水等の影響により著しく性能が低下するものもあることから、床面、巾木等に設ける蓄光式誘導標識で、通行、清掃、雨風等による摩耗、浸水等の影響が懸念されるものにあつては、

耐摩耗性や耐水性を有するものを設置することが適当であること。

- (エ) なお、規則第28条の3第4項第3号の2及び第10号の規定においては、通路誘導灯を補完するものとして蓄光式誘導標識を設けることが定められているものであり、蓄光式誘導標識が設けられていることをもって、当該箇所における通路誘導灯を免除することはできないこと。

(2) 設置対象ごとの個別事項

ア 小規模な路面店等（避難が容易な居室における誘導灯等の免除関係）

- (ア) 規則第28条の2第1項第3号、第2項第2号及び第3項第3号に規定する誘導灯等の設置免除の適用単位は「居室」であり、地階及び無窓階に存する居室（例えば、傾斜地において階全体としては地階扱いとなるが、当該居室は直接地上に面しているもの等）も、当該規定の要件に適合すれば免除対象となるものであること。

- (イ) 規則第28条の2第1項第3号イ、第2項第2号イ及び第3項第3号イに規定する「主として当該居室に存する者が利用する」避難口とは、当該居室に存する者が避難する際に利用するものであって、他の部分に存する者が避難する際の動線には当たっていないものをいうものであること（例えば、一階層のコンビニエンスストアにおける売場部分の出入口等）。

- (ウ) 上記(イ)の避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離がおおむね15m以上となる場合において、避難上有効な視認性を確保するためには、（規則第28条の3第2項第2号の誘導灯の例と同様に）次式により求めた値を目安として、蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法の大きさを確保することが適当であること。

$$D \leq 150 \times h$$

D：避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離 [m]

h：蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法 [m]

- (エ) 当該対象物における蓄光式誘導標識の設置イメージを別紙4、図1にとりまとめたので、適宜参考とされたいこと。

イ 個室型遊興店舗（通路上の煙の滞留を想定した床面等への誘導表示関係）

- (ア) 個室型遊興店舗（令別表第1(2)項ニ）においては、避難経路の見とおしが悪く、照明も暗い等の状況が想定されることから、規則第28条の3第4項第3号の2ただし書の規定により蓄光式誘導標識等を設けるに当たっては、蓄光式誘導標識等の種別や設置位置に留意することが特に重要であること。

- (イ) 当該対象物における蓄光式誘導標識等の設置イメージを別紙4、図2にとりまとめたので、適宜参考とされたいこと。

蓄光式誘導標識の試験データ（参考例）

○蓄光式誘導標識の型式等： ○○○○○
○光源となる照明器具の種類：蛍光灯・白熱電球・LED・その他（ ）
○照明器具の型式等： ○○○○○○
○測定機器の型式等
・測定機器：○○○○○
・紫外線強度計：○○○○○
・輝度計：○○○○○

照度 (lx)	紫外線強度 ( $\mu\text{W}/\text{cm}^2$ )	20分後の輝度 ( $\text{mcd}/\text{m}^2$ )
15	○. ○	○. ○
25	○. ○	○. ○
50	○. ○	○. ○
100	○. ○	○. ○
200	○. ○	○. ○
300	○. ○	○. ○
400	○. ○	○. ○
500	○. ○	○. ○
600	○. ○	○. ○
700	○. ○	○. ○
800	○. ○	○. ○
900	○. ○	○. ○
1000	○. ○	○. ○

- ※1 「照度」,「紫外線強度」及び「輝度」は,照度計(JISC1609-1の適合品等),紫外線強度計(おおむね波長360nm~480nmの範囲を測定できるもの),輝度計(色彩輝度計等)を用いて測定した結果を記載。
- ※2 「20分後の輝度」欄には,蓄光式誘導標識を照明器具により20分間照射し,その後20分間経過した後における測定値を記載(規則第28条の3第4項第10号の規定において誘導灯を補完するものとして蓄光式誘導標識を設ける場合にあっては,「60分後の輝度」として,照明器具により20分間照射し,その後60分間経過した後における測定値を記載)。
- ※3 当該試験データを設置届に添付する等して,試験結果報告書に記載の「設置場所の照度」と突合して,蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度が確保されていることを確認。
- ※4 蓄光式誘導標識を複数設ける防火対象物にあっては,
  - 当該防火対象物に設ける蓄光式誘導標識の型式等ごとに当該試験データを添付するとともに,
  - 試験結果報告書の「設置場所の照度」についても,各設置箇所によって照度が異なる場合には,当該照度の範囲(例:○ $\circ$ lx~ $\triangle$  $\triangle$ lx)を記載。また,必要に応じ,個別の設置箇所における照度を別紙にて添付。
- ※5 経年等に伴い,「照度」,「輝度」等が所期の条件に適用しないことが,点検等の際に明らかとなった場合には,個別の状況に応じ,照明器具の交換・変更,蓄光式誘導標識の交換・変更等を適宜実施。

床面又はその直近に設ける蓄光式誘導標識の細目等（イメージ）

図1 通路誘導灯に補完して床面又はその直近に蓄光式誘導標識を設ける場合の参考例

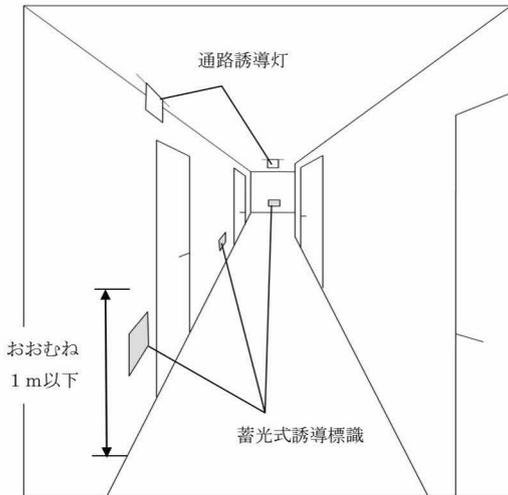
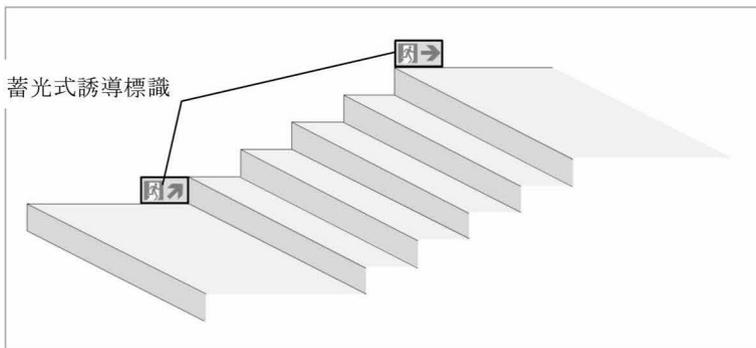


図2 階段、傾斜路、段差等のある場所に蓄光式誘導標識を設ける場合の参考例

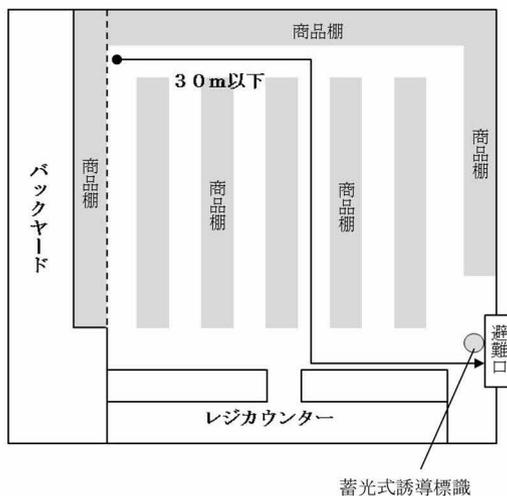


※ 避難する際の錯覚（踏み面がきわめて暗い環境のため、階段なのか踊り場なのかを判断できない）による転倒、転落等を防ぐため、蓄光式誘導標識の設置高さは、統一することが望ましい。

蓄光式誘導標識等の設置イメージ

図1 小規模な路面店等（避難が容易な居室における誘導灯等の免除関係）

(a) 単独建屋の場合



(b) 防火対象物の一部に当該居室が存する場合

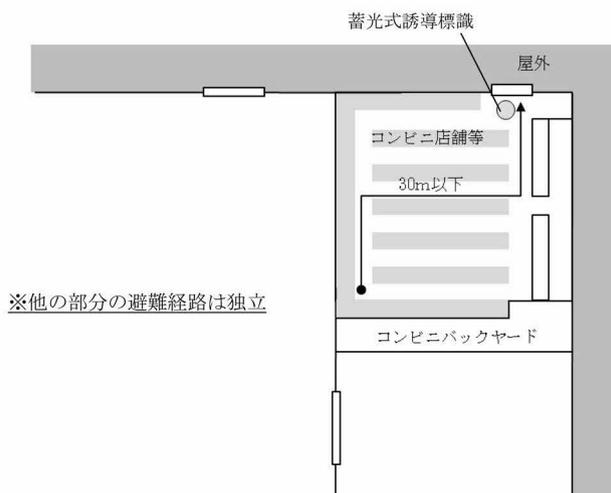
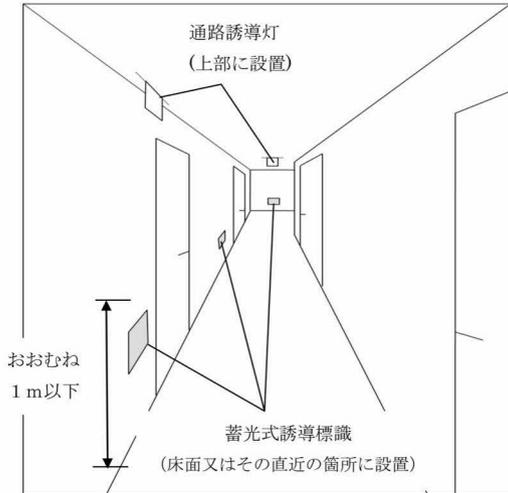


図2 個室型遊興店舗（通路上の煙の滞留を想定した床面等への誘導標示関係）



参考 通路誘導灯を床面又はその直近の避難上有効な箇所に設ける場合（＝蓄光式誘導標識を設置しない場合）の設置イメージ

